

塗膜中のPCB等含有量調査

橋梁等の鋼構造物に施されている塗膜には、塩化ゴム系塗料の可塑剤として添加されていたPCB（ポリ塩化ビフェニル）や防錆剤として使用された鉛やクロムなどの有害物質が含まれている可能性があります。最近、塗替え塗装作業が鉛中毒を発症する事例が報告されており、労働者の健康障害防止の観点から、塗替え塗装工事を行う際には剥離しようとする塗膜中に有害物質が含まれていないことを事前に確認する必要があります。

「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」（平成26年5月30日、厚生労働省）
 「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について」（平成31年3月28日、環境省）

調査1（含有量調査）

〔目的〕 施工方法の確定
 （塗替え塗装工事における塗膜の剥離作業が、労働安全衛生法に適用されるか、否かの判断。PCBにおいては、PCB廃棄物該当有無の判断）

有害物質	試験方法	基準	基準超過した場合
鉛	JIS K 5674 附属書A 「塗膜中の鉛の定量」	含まないこと	鉛中毒予防規則が適用
クロム	JIS K 5674 附属書B 「塗膜中のクロムの定量」	1%	特定化学物質 障害予防規則が適用
PCB	低濃度PCB含有廃棄物に 関する測定方法（第4版）	1%	特定化学物質 障害予防規則が適用



※ 基準及び試験方法については自治体や工事内容により異なる場合があります。

調査2（溶出量調査）

〔目的〕 塗膜くずの廃棄方法の確定
 （剥離した塗膜が、特別管理産業廃棄物に該当するか、否かの判断）

有害物質	試験方法	基準	基準超過した場合
鉛	産業廃棄物に 含まれる金属等 の検定方法	0.3mg/L	特別管理産業廃棄物に該当
六価クロム		1.5mg/L	特別管理産業廃棄物に該当
PCB		0.003mg/L	特別管理産業廃棄物に該当 ※調査1（含有量調査）において、0.5mg/kgを 超過した場合はPCB廃棄物に該当



● 塗膜試料

※ 基準及び試験方法については自治体や工事内容により異なる場合があります。



● 原子吸光分析装置



● ガスクロマトグラフ/
四重極型質量分析装置(GC/QMS)

お問い合わせ先

 **Taiheiyo Consultant**
 株式会社 太平洋コンサルタント

試験のご依頼等は、TEL 03(5820)5603
 または当社ホームページからご連絡ください。
<https://www.taiheiyo-c.co.jp>